

米国タレントのキム・カーダシアンが矯正下着を「キモノ」のブランド名で販売することを去る6月25日にインスタグラムで表明すると、米国のみならず各国の日本人や日系人から「ブランド名を変えるべき。着物は下着でない」、「着物は日本の伝統文化であり関係のないブランド名で商標登録すべきでない」等の総攻撃を受け、当初は、キム・カーダシアンは「伝統衣装である着物に不名誉をもたらしたり、類似するものをデザイン・発表するつもりはない」と言っていたらしいのですが、攻撃が収まらず（キム！オーノー！を「キモノ」に文字って「#KimOhNo」（キムオーノー）というハッシュタグを使って失望を表明したユーザーもいたようです）、結局、7月1日にこのブランド名を撤回すると発表したということです。

関連する商標登録申請は2件あり、一件はランジェリー、矯正下着等（この他にもバックや衣類の小売業も指定されている）に使用する図案化した「KIMONO」の文字商標（出願番号88479867）、もう一件は「KOMONO BODY」の標準文字商標（出願番号88468425）で、出願人はKimono Intimates, Inc. (CA) で、使用意思に基づく（まだ使用されていない）出願で、7月27日の時点では出願取下げはされていません。従って、出願は審査され、「キモノ」は矯正下着等の指定商品・役務を記述するものではなく、また、出所識別性があると判断されれば許可になるとも思われます（なお、許可になっても実際に使用しない限りは登録はされない）。

反論には、世耕弘成経産相、門川大作京都市長等も加わり、経産相は、「着物は日本が世界に誇る文化です。しっかり審査してくれるよう、アメリカ特許商標庁にも話をしたいと思います」とツイートしていたということです。

状況は6月号でお話した「Aloha Poke」と共通点があります。「アロハ」（Aloha）は単なる用語ではなく、ハワイの歴史的、文化的財産の一部であり保護されるべきものであるという観点から、現在、ハワイ先住者の集合的知的財産権を法的に保護していこうという検討が進んでいるということでした。おそらく具体的には、アロハの知名度を上げ、団体マーク等として商標登録をして保護を図っていく必要があると思われま

す。「しっかり審査してくれるよう、アメリカ特許商標庁にも話」をしたりするだけでは法的に保護することは困難と思われま

すが、何らかの法的保護措置も、7月号でお話した「FUCT」（Fワードの過去形と同じ発音）、「THE SLANTS」（つり目）等、恥じるべき、非道徳的な商標の登録を禁止するのは、「観点（viewpoint）に基づく差別」であり言論の自由に違反し、現状の法体系では難しいと思われま

す。「キモノ」もアロハと同様に米国内で団体マーク、認証マーク等として商標登録をして保護を図っていく必要があると思われま

すが、歴史的、文化的財産の一部として商標を保護していくには新たな法整備が必要になると思われま

（上記は一般論又は個人的見解で、個々のケースでの法律アドバイスを目的としたものではありません。）